

高砂市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、働くことを通じ生きがいの充実や、地域社会の発展に貢献することを希望する高齢者に対して、就業機会を確保、提供することにより、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るための経費を補助することによって、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、公益社団法人高砂市シルバー人材センター（以下「補助事業者」という。）が行う高齢者労働能力活用事業（以下「補助事業」という。）に対して、当該事業に要する経費のうち、職員の人件費及び一般運営費の一部について交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(帳簿の整理等)

第5条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての書類を整理し、事業終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。